

さ情審査答申第201号
令和3年9月28日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上 純一

答 申 書

平成30年1月26日付けで貴委員会から受けた、「北浦和図書館臨時窓口に関する行政情報（今回の中規模修繕工事分に限る）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年11月2日付け教生北浦図第575号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しと、北浦和図書館臨時窓口対応マニュアルの起案、決裁文書等の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

北浦和図書館臨時対応窓口対応マニュアルの起案文書、決裁文書等の特定漏れであり、再度精査のうえでの開示を求めます。

対応マニュアルというからには、課長クラスが確認して決裁してから担当に周知し、また、業務委託先ともそのマニュアルが業務委託の範囲内のものかどうか確認してから臨時窓口を開設していると思うが、口頭で行った

というのでは、後々トラブルになりかねない。また、北浦和公民館や中央図書館とも合議やすり合わせが必要であると思うが決裁等がないとそういう連絡調整をしたのかどうか分からない。

決裁等がないなら運営にも差し支えるのではないか。例えば、事故があって裁判になったときに、裁判所からマニュアルを作成したときの決裁を見せるように言われる可能性もある。恥ずかしくない形で行政情報を管理して欲しい。文書管理システムに登録しないと市民が検索できない。情報公開日本一と言うからには決裁が不要とは思えない。再度精査して開示していただきたい。そうしないと行政に対する不信がますます強まる。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は弁明書及び口頭意見陳述において、以下のとおり説明している。

- 1 審査請求人が行政情報開示請求した「北浦和図書館臨時窓口に関する行政情報（今回の中規模修繕工事分に限る）」について、「教生北浦図000985市報さいたま浦和区版平成29年6月号掲載依頼について」他79件を特定し、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報及び同条第5号に該当するイントラネットアドレス、個人メールアドレスを不開示とする一部開示決定を行った。

北浦和図書館は平成29年7月1日から平成30年3月中旬の間、施設修繕のため休館となっている。その間、北浦和公民館1階に臨時窓口を開設し、予約資料の貸出等を行うとともに、同公民館に臨時返却ポストを設置し、対応している。

- 2 審査請求人は、情報の開示を行った際、特定した情報のうち「北浦和図書館臨時窓口対応マニュアル」作成時の起案文書（決裁文書）がなかったことから、文書の特定もれである、再度精査したうえで開示を求めると主張している。しかしながら、当該マニュアルは、市内の他の図書館と統一、共有する内容ではなく、北浦和図書館内部の職員間での申し合わせとして記録し、必要に応じて修正等を行いながら更新して使用するものである。よって、起案等は行っておらず、審査請求人が主張する起案文書（決裁文書）は存在しない。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年10月13日に開示請求を行った「北浦和図書館臨時窓口に関する行政情報（今回の中規模修繕工事分に限る）」である。

実施機関は本件開示請求に対して、該当する80件の文書を特定し、条例第7条第2号に該当する部分及び同条第5号に該当するイントラネットアドレス、個人メールアドレスを不開示とする一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、開示された文書のうち「北浦和図書館臨時窓口対応マニュアル」について、起案、決裁文書の特定漏れを理由に当該文書の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

審査請求人が主張する審査請求の理由は、当該マニュアルについては、実施機関が起案、決裁をしていると思われるからこれを開示せよとの内容である。これに対して実施機関は、当該マニュアルについては、市内の他の図書館と統一、共有する内容ではなく、北浦和図書館内部の職員間での申し合わせとして記録し、必要に応じて修正等を行いながら更新して使用するものである。よって起案等を行っていないため起案、決裁文書は存在しないと主張している。

この主張に不自然な点はなく、当該起案、決裁文書の存在を窺わせる他の具体的な事情も存在しないことから、不存在と認めるのが相当である。

なお、審査請求人のその余の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではなく、また、当審査会の権限外の事項であることから言及しない。

3 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求に理由がないので前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 1月26日	諮問の受理（諮問第496号）
②	令和 3年 5月20日	審議
③	令和 3年 6月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 3年 9月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)